

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：事務局費

事業名 岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会等設置費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教育管理課 管理指導係 電話番号：058-272-1111(内 3981)

E-mail：c17784@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,200 千円 (前年度予算額：3,600 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,600	0	0	0	0	0	0	0	3,600
要求額	3,200	0	0	0	0	0	0	0	3,200
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成 25 年に発生した郡上特別支援学校の講師自死事案に係る調査報告書において、ハラスメント等に係る学校や教育委員会の対応について客観的・公平な立場から調査審議する第三者委員会及びハラスメントに関する第三者による相談窓口の設置が提言されたことを受けて、平成 30 年度からそれぞれ設置するもの。

(2) 事業内容

①岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会の設置

- 県教育委員会に、第三者で構成される附属機関として「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」を設置し、教育長の依頼に基づき、ハラスメント等の職場環境を悪化させる言動のうち重大事態について調査審議を行うほか、ハラスメント等の防止のための対策等について審議を行う。
- 委員 (7 名) : 弁護士 (2 名)、精神科医 (1 名)、学識経験者 (2 名、教育又は労働)、臨床心理士 (1 名)、その他専門家 (1 名)

②ハラスメントに関する外部相談窓口の設置

- ・ハラスメントに関する外部相談窓口を、弁護士事務所に委託することにより設置するとともに、相談者の希望に応じて、臨床心理士による相談を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県 10/10
- ・ 本審議会は条例設置のため、県負担が妥当。
- ・ 外部窓口は要綱に基づき設置するものであり、県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	1,482	審議会委員の報酬
報償費	120	臨床心理士の報償費
旅費	556	審議会委員・臨床心理士の費用弁償、職員の業務旅費
需用費	196	資料作成代、会議用飲料代
役務費	30	郵便代、電話代
委託費	786	外部相談窓口設置経費
使用料	30	会場借上料
合計	3,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書(平成 29 年 12 月 28 日)
 - 第 4 再発防止に向けての提言
 - 4 具体的な再発防止策の構築に向けて
 - ②第三者機関の設置等
- ・ 第 3 次教育ビジョン
 - 基本方針 4 勤務環境の改革と教職員の資質向上
 - 目標 21 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 ハラスメント等防止対策審議会を設置・開催することにより、ハラスメント等の事案が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
 ハラスメント等に関する外部相談窓口を設置することにより、悩みを抱える教職員が職場の人間関係を離れて相談できる体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

審議会の開催件数や外部相談窓口の相談件数は、事案の発生の多寡に依拠し、多ければ良いわけではないため、目標の達成度を示す指標として相応しくない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 審議会を2回開催し、県教育委員会のハラスメント等の防止対策について専門家の意見を聴取した。
 弁護士による外部相談窓口を設置し、教職員からのハラスメント等に関する相談に応じた。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 審議会の開催により、県教育委員会のハラスメント等の防止対策に専門家の知見を反映させることができた。
 外部相談窓口の設置により、ハラスメント等の疑いのある事案の早期発見に繋がった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	平成25年に発生した郡上特別支援学校の講師自死事案に係る調査報告書において、ハラスメント等に係る学校や教育委員会の対応について客観的・公平な立場から調査審議する第三者委員会及びハラスメントに関する第三者による相談窓口の設置が提言されたことを受けて設置するもの。 ハラスメント等の疑いのある事案を速やかに察知し、的確に対応するためには、専門家の知見を活用する必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	審議会の設置・開催により、県教育委員会のハラスメント等の防止対策に専門家の知見を反映させることができた。 外部相談窓口の設置により、悩みを抱える教職員が、職場の人間関係を離れて相談することができるようになった。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	審議会及び外部相談窓口は、いずれも必要最小限の体制で運営されている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 悩みを抱える教職員がより相談しやすい環境を整備するとともに、事案が発生した場合に、専門家の知見を活用しながら的確に対応する必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ハラスメント等の疑いのある事案を速やかに察知し、的確に対応するためには、今後も本事業を継続する必要がある。
